

北海道立総合博物館の指定管理者の候補者の選定について

1 公の施設の概要		名称：北海道立総合博物館 所在地：札幌市厚別区厚別町小野幌53-2ほか 設置目的：北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を総合的に収集し、保管し、展示し、並びにこれらに関する調査研究及びその成果の普及を行い、道民の教養の向上及び文化の発展に資する。		担当課 環境生活部文化局文化振興課 (企画調整係) 直通：011-204-5208 代表：011-231-4111(内線24-404)	
2 申請期間		令和4年12月15日(木)～令和5年2月2日(木)			
公募概要	申請条件	指定期間(予定) 令和5年4月1日(土)～令和10年3月31日(金)			
	業務の範囲	(1) 北海道博物館(記念施設地区を含む) ・施設の維持管理(芝生・樹木管理、施設保守点検、修繕、清掃、警備、除排雪等) ・施設の利用案内(利用窓口、利用徴収、特別展示室の貸室、苦情対応等) ・施設の利用促進(パンフレット、ポスター、営業等による広報活動等) (2) 北海道開拓の村 ・施設の維持管理(芝生・樹木管理、施設保守点検、修繕、清掃、警備、除排雪等) ・施設の利用案内(利用窓口、利用徴収、使用・特別利用・模写品等の刊行等の承認、苦情対応等) ・調査研究等の実施(展示建造物等の調査研究及び情報収集等) ・事業の実施(開拓過程における行催事、地域住民等との協働環境づくり等) ・施設の利用促進(インターネット、パンフレット、ポスター、広報紙、営業等による広報活動等) (3) 野幌森林公園自然ふれあい交流館 ・施設の維持管理(芝生・樹木管理、施設保守点検、修繕、清掃、警備、除排雪等) ・施設の利用案内(利用窓口、使用・特別利用・模写品等の刊行等の承認、苦情対応等) ・調査研究等の実施(自然に関する調査研究及び情報収集等) ・事業の実施(自然観察会等の開催、総合学習の受入、ボランティア・レンジャー育成研修会等) ・施設の利用促進(インターネット、パンフレット、ポスター、広報紙、営業等による広報活動等) (4) 利用者の利便性向上等に資する業務 (5) その他知事が定める業務			
	利用料金制度	導入済(平成27年度)			
	負担金限度額	2,042,000,000円			
	審査基準等	別紙1「北海道立総合博物館指定管理候補者決定基準」(公募要項別添5)のとおり			
3 申請結果		申請者数：1団体			
選定委員会	名称	北海道立総合博物館指定管理者候補者選定委員会(事務局：環境生活部文化局文化振興課)			
	運営要領	別紙2「北海道立総合博物館指定管理者候補者選定委員会運営要領」のとおり			
	委員	区分	氏名	所属	備考
		委員長	今村 信隆	北海道大学大学院文学研究院准教授	学識経験者
		副委員長	東田 秀美	一般財団法人北海道文化財保護協会理事	学識経験者
		委員	奥村 真一郎	一般社団法人中小企業診断協会北海道会員	学識経験者
		委員	杉村 政樹	札幌医科大学医療人育成センター教育開発研究部門准教授	公募
		委員	竹中 万紀子	一般社団法人北海道自然保護協会会員	学識経験者
	開催状況	区分	開催日時・場所	議事	出席率
		第1回	令和4年11月14日(月) 書面開催	・委員長の選出、委員会運営要領の改正	100%
	第2回	令和4年12月14日(水) 札幌市中央区北3西6	・公募方法、選定の基準及び方法について	60%	
	第3回	令和5年2月3日(金) 札幌市中央区北3西6	・申請資格(形式的要件)等審査及び必須項目審査・ 加点項目審査について ・申請者に対するヒアリングの実施 ・指定管理者候補者の選定	100%	
審査の経過	令和4年12月14日開催の第2回委員会において、公募方法、選定の基準及び方法について検討を行った。 令和4年12月15日から公募を開始し、締切までに1団体から申請があり、事務局において申請資格(形式的要件)等に係る事前審査を行った。 2月3日開催の第3回選定委員会において、申請者からヒアリングを行い、引き続き各委員が必須項目審査及び加点項目審査を実施した。 委員会委員の総意により指定管理者候補者を決定し、同日、審査の経過及び結果について道に報告した。				
採点結果	別記のとおり				
審査の結果	指定管理者の候補者 一般財団法人北海道歴史文化財団 代表理事 山田 享				
選定理由	一般財団法人北海道歴史文化財団は申請資格審査及び必須項目審査において、全ての審査の要件を満たしていることを確認し、加点項目審査においては、得点が平均89.8点(100点満点)であったことから、一般財団法人北海道歴史文化財団を指定管理者候補者として選定した。				

※本書は、選定委員会における審議経過を示したものであり、最終的には、北海道議会の議決をいただいた後、正式に指定管理者を指定する予定です。